

酒類小売業免許申請等の手引

移 転 用

免許は、人と場所を特定して付与するものですから、酒類販売場を移転しようとする場合には、所轄税務署長に対し、所定の手続が必要となります。ここでは、販売場の移転の手続について記載しています。

税務署の管轄区域を異にする移転手続について

酒類販売場を移転しようとする場合は、移転先の販売場の所轄税務署長あての酒類販売場移転許可申請書を、移転前の販売場の所轄税務署長に提出し、移転の許可を受ける必要があります。

移転許可の要件

販売場の移転は、次の事項について判断し移転の可否を決定します。

- 1 申請者が移転後の販売場において、引き続き酒類の販売を行うこと
- 2 移転先の販売場が、酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一の場所でないこと
- 3 移転後の申請者の営業が、販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されていること（例えば、狭あいな店舗内の一部の陳列棚を賃借して販売場とする場合など）
- 4 申請者が、酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でないこと
- 5 申請者が移転後の販売場において酒類を継続的に販売することができる者であり、そのための所要資金を賄うに足りる所要資金並びに必要な販売設備及び設備を有していること

ただし、次の(1)から(3)に該当する場合で、特に支障がないと認められるときは、上記4の要件を適用しません。

- (1) 同一小売販売地域内における移転で、移転後の販売場が上記2及び3の要件を備えている場合
- (2) 店舗改装等のための一時的な移転で、工事完了後直ちに復帰する場合
- (3) 土地区画整理法、都市再開発法に規定する土地区画整理事業、市街地再開発事業

等による移転で、移転先の選定が自由にならない場合等

申請手続の問い合わせ先について

詳しくは、申請販売場を管轄する税務署を担当する酒類指導官までお尋ねください。

富山県内の販売場を移転される方：富山税務署 酒類指導官 Tel 076(432)4199 (直通)

石川県内の販売場を移転される方：金沢税務署 酒類指導官 Tel 076(261)9990 (直通)

福井県内の販売場を移転される方：福井税務署 酒類指導官 Tel 0776(20)0147 (直通)

申請書及び添付書類の記載例

※ これは、記載例ですので、申請書及び添付書類を作成する際には、
ご自分の事業計画等に基づいて作成してください。

酒類販売場移転許可申請書

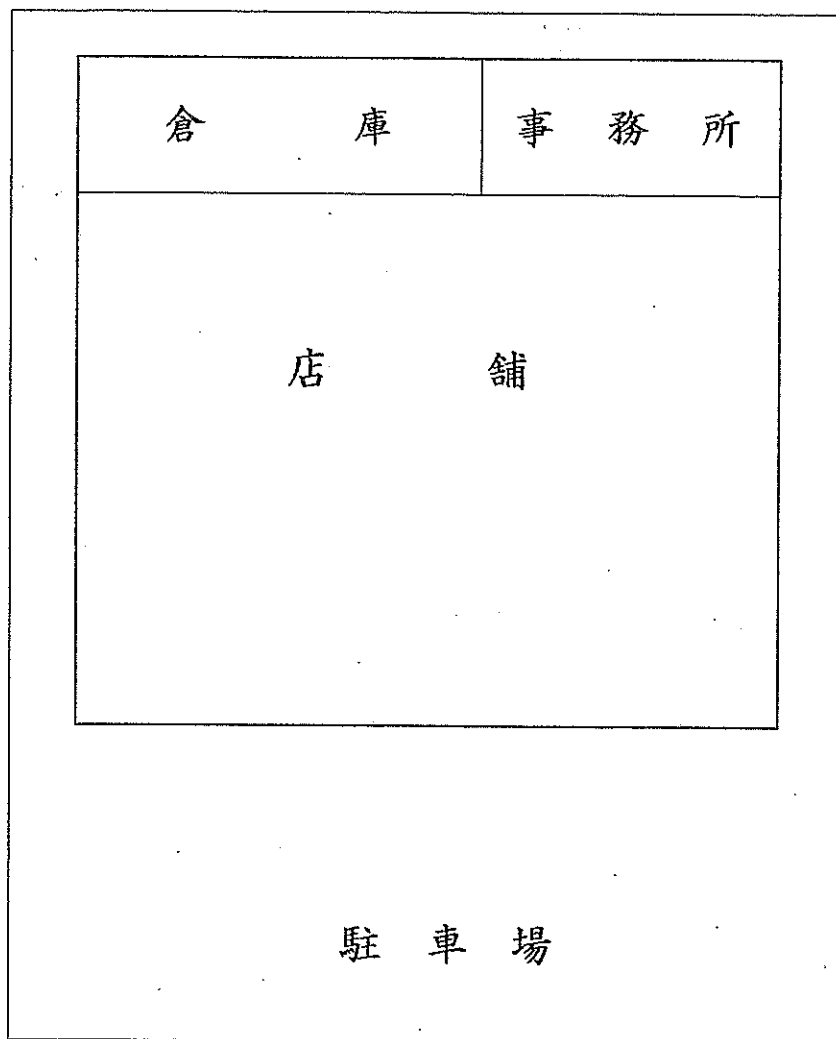
収受印		整理番号		※	
		平成 年 月 日		申 請 者	
金 沢 税 務 署 長 殿		(住所) 〒 920-8505 いしかわけんかなざわしさいねん 石川県金沢市西念〇丁目〇番〇号		(電話) 局 番	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)			
		まるしょうじ 〇〇商事株式会社 代表取締役		さんかく いちろう △△ 一郎 (印)	
酒類販売場の移転の許可を受けたいので、酒税法第16条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。					
記					
住 所	移 転 前				
	移 転 後				
販売場の 所在地 及び名称	移 転 前	(地 番) 石川県金沢市広坂〇丁目〇番〇			
		(住居表示) 石川県金沢市広坂〇丁目〇番〇号			
		(名 称) 金沢マート 広坂店 (業態) スーパー			
	移 転 後	(地 番) 石川県金沢市西念〇丁目〇番〇 (別添図面のとおりに)			
		(住居表示) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 石川県金沢市西念〇丁目〇番〇号			
		(名 称) 金沢マート 駅西店 076-〇〇-〇〇〇〇 (業態) スーパー			
申 請 販 売 場 の 酒類販売管理者 (の選任予定)		(ふりがな) (氏名) まるの じろう 〇野 二郎		役職等、申請者との関係、生年月日等 金沢マート駅西店 店長 昭和 〇年 〇月 〇日生	
販売酒類の範囲 (品目等) 及 び 販 売 方 法		全酒類 通信販売を除く小売に限る。			
臨時販売場の開設区分					
臨時販売場の開設期間		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	電話番号	局 番	
移 転 の 理 由		現在の店舗は賃貸物件でしたが、今般、自社で店舗を取得したので移転したい。			
移 転 年 月 日		平成〇〇年 〇月 〇日 (オープン予定日)			

受理番号	※	審査順位		局署番号	※
申請書入力	※ (月 日)	※		※	※

販売場の敷地の状況

(所在地)

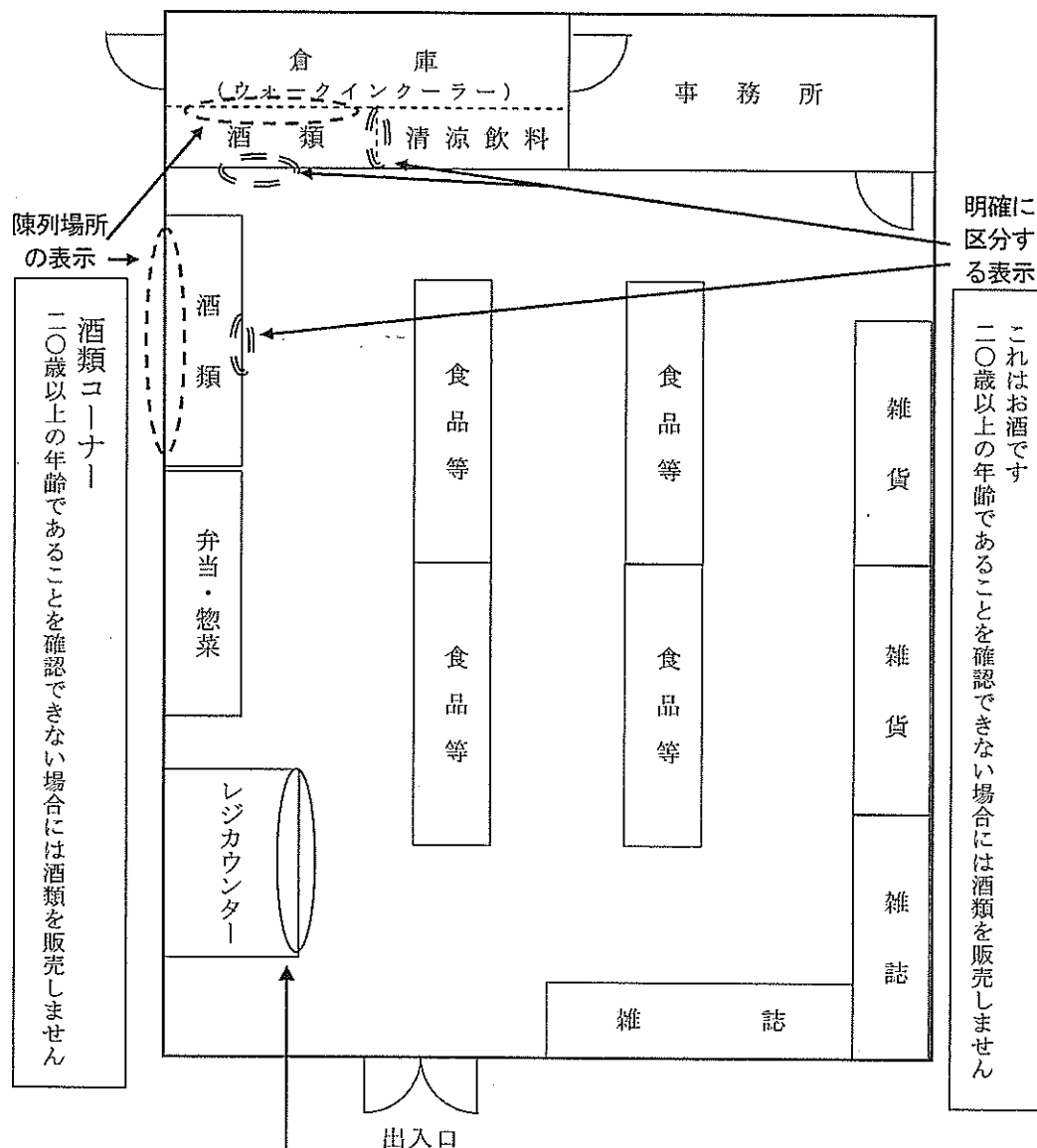
石川県金沢市西念〇丁目〇番〇



道路

(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）



標識の掲示

酒 類 販 売 管 理 者 標 識	
販売場の名称及び所在地	〇〇マート 大手町店 千代田区大手町〇丁目〇番〇、△番△
酒類販売管理者の氏名	TATA 〇〇 次郎
酒類販売管理研修受講年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
次回研修の受講期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
研修実施団体名	〇〇小売酒販組合

（注）申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。

標識の掲示、酒類の陳列場所における表示を明示してください。

事業の概要（販売設備状況書）

区 分	数量等
(1) 敷 地 （自己所有・借地）	2 0 5 m ²
(2) 建 物 （自己所有・借用） （平成〇年〇月〇日完成予定）	1 6 8 m ²
イ 店 舗	1 4 0 m ²
ロ 事務所	1 0 m ²
ハ 倉 庫	1 8 m ²
ニ 駐車場	2 0 m ²
ホ	
ヘ	
(3) 車両運搬具 （自己所有・借用）	
イ 軽トラック	1 台
ロ	
ハ	
ニ	
(4) 什器備品 （自己所有・借用）	
イ レジスター	2 台
ロ 商品棚	2 0 台
ハ 冷凍・冷蔵設備	4 基
ニ 事務机・椅子	1 組
ホ 商品包装台	2 台
ヘ エアコン	2 基
ト	
チ	
リ	
ヌ	
(5) 従業員 常 用	4 人
アルバイト	2 8 人

（注）貸借がある場合には契約書等の写し、建築中の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可にかかる証明書等の写しを添えてください。

◎ 契 約 書 等 の 写 し

記載例は省略

《留意事項》

- 1 申請販売場の土地、建物、設備等が賃借物件の場合
賃貸借契約書等（申請販売場の建物等を確実に使用できることが確認できる書類）の写しを添付してください。
- 2 申請販売場の建物等が未建築の場合
請負契約書等（申請販売場の建物等を今後建築することが確認できる書類）の写しを添付してください。
また、例えば、申請販売場の建築予定地が農地等であり、建物を建築するために農地の転用の許可等を必要とするなど、法令や条例により許可等が必要となる場合には、その許可等の申請に係る関係書類の写しを添付してください。

◎ 土 地 及 び 建 物 の 登 記 事 項 証 明 書

記載例は省略

《留意事項》

申請販売場の所在する土地及び建物に係る登記事項の全部を証明した全部事項証明書を添付してください。

申請販売場に係る建物の登記事項証明書の、所在欄に記載されている地番が複数の地番にまたがる場合は、そのすべての地番に係る土地の登記事項証明書が必要になります。

なお、e-Taxを利用して申請する場合は、インターネット登記情報提供サービスによる「登記事項証明書」を添付することができます。

e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法

「酒類販売業免許申請書」の「申請の理由」欄に次のように「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。

（入力例）

照 会 番 号 : 9999999999 9999999999 9999999999
9999999999

※ 「インターネット登記情報サービス」について詳しいことは、
(<http://www1.touki.or.jp/gateway.html>)をご覧ください。

酒 類 販 売 場 移 転 許 可 申 請 書 (h) チェック表

《酒類販売場移転許可申請書及び申請書次葉》

記載事項	確認事項	備考	確認
販売場の所在地 及び名称	- 不動産登記法によるすべての地番、住居表示による所在地及び名称等が記載されているか - ふりがなの記載漏れはないか		
酒類販売管理者 の選任（予定）	氏名・役職等が記載されているか		
移 転 年 月 日	事業計画に基づいた、予定の移転年月日が記載されているか		
販売業免許申請書次葉 1 （販売場の敷地の状況）	建物の全体図に申請販売場の位置が明示されているか		
販売業免許申請書次葉 2 （建物等の配置図）	- 申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか - 酒類の標識の掲示、陳列場所における表示は明示されているか		
販売業免許申請書次葉 3 （事業の概要）	店舗等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		

《添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類		
土地及び建物の登記事項証明書	- 全部事項証明書を添付しているか - 申請販売場の建物が複数の土地にまたがる場合には、そのすべての地番にかかる土地の登記事項証明書を添付しているか	注 1	
免許申請書チェック表	- 確認欄に○印を付して確認しているか - 省略した書類について斜線を引いているか		

※ 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。）を記載してください。

（注） 1 販売場の店舗等の新築又は改築を行うための一時的な移転の場合には、添付を省略することができる。

2 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。